

御牧小学校 PTA 役員選出方法改正

第 1 条（目的）

これは役員選出に関して公正公平かつ円滑に行うことを目的とする。

第 2 条（本部役員選出）

1. PTA 役員の選出は、まず本部役員の選出から行う。（新 1 年生は対象外）
2. 本部役員は男女問わず会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、学級委員長 1 名及び専門部より生活広報部長 1 名、地域安全部長 1 名を選出する。
但し、会長が必要に応じて役員数を拡大することができる。
3. 立候補について
 - ①本部役員の選出にあたり、まずは立候補を募る。
（立候補については、役職を指定せず本部役員としての立候補とする）
 - ②立候補者は、所定の用紙に必要事項を明記し、本部役員の指定する日までに提出する。
 - ③過去に本部役員を経験した者であっても立候補は妨げない。
4. 選出について
 - ①当該年度の本部役員において、「本部役員候補者名簿（以下、「候補者名簿」という）」を作成する。
 - ②「候補者名簿」には、本部役員未経験者及び学級委員未経験者、過去に本部役員及び学級委員を経験した者であってもそれぞれの免除期間（本部役員 5 年・学級委員 1 年）を経過した者については登録される。
5. 「役員選出会」について
 - ①当該年度の本部役員は、「候補者名簿」に基づき、新本部役員候補者に「役員選出会」（以下、「選出会」という）の開催を通知し、通知を受けた者は、これに出席しなければならない。
 - ②「選出会」では、新本部役員候補者の中から協議や抽選などにより選出する。
尚、学年の高い児童の過去 5 年本部役員に選出されていない方から優先に本部役員をする。
候補者が数名いる場合は、下の学年に在学中の兄弟姉妹が居ない方から優先に本部役員を決める。
（下の学年に在学中の兄弟姉妹が居る方からも選出する場合、兄弟姉妹の学年が高い児童の保護者から優先的に本部役員を決める。）
 - ③新本部役員候補者がやむを得ず「選出会」を欠席する場合は、当該年度の本部役員が代わりに抽選に参加する。また、抽選による結果について異議を申し立てることはできない。
 - ④上記により選ばれた新本部役員の中で、各役職を協議や抽選などで決める。
 - ⑤新本部役員に選出された者が辞退を申し出る場合は、その辞退者本人が後任を探さなければならない。
6. 本部役員候補者の免除権について
本部役員候補者は次の場合、本部役員の免除権がある。
 - ① 過去 5 年間の本部役員経験者
 - ② 過去 1 年間の学級委員経験者
 - ③ 一世帯で会員が 2 名の場合は、そのうちの 1 名が本部役員に選出された場合、もう一方は免除される。

- ④ 妊婦（母子手帳の写しを提出のこと）
- ⑤ 乳児（新年度４月１日現在満３歳未満）を抱える保護者
（当該乳児の生年月日を確認できる資料を提出のこと）
- ⑥ その他本部役員会で認められるやむを得ない事情

第３条（地域委員選出）

1. 地域委員は各地域７軒につき１名を基準として選出する。
2. 地域委員は各地域による民主的な方法で選出される。
3. 新地域委員の他に次点候補者を１名決定する。
4. 地域委員候補者の免除権について
地域委員候補者は次の場合、地域委員の免除権がある。
 - ①妊婦（母子手帳の写しを提出のこと）
 - ②乳児（新年度４月１日現在満３歳未満）を抱える保護者
（当該乳児の生年月日を確認できる資料を提出のこと）
 - ③その他本部役員会で認められるやむを得ない事情
5. 上記の免除権については、諸条件により選出が困難な場合はその限りではない。
6. 地域委員は専門部の部員を兼任すること。

第４条（学級委員選出）

1. 学級委員の選出は本部役員選出後に行われる。
2. 学級委員は各学年に２名を基準として選出する。
3. 学級委員は「選出会」において、学級委員候補者の中から立候補、協議及び抽選により選出する。
（未経験者と近年の経験者の優先順位は各学級で協議する。）
但し、新１年生の学級委員は入学後に他学年と同じ方法で選出する。
4. 立候補について
本部役員及び当該学年まで学級委員に選出されなかった者についての立候補は妨げない。
5. 選出について
上の学年から行う。
6. 学級委員候補者の免除権について
学級委員候補者は次の場合、学級委員の免除権がある。
 - ① 過去５年間の本部役員経験者及び新本部役員決定者
 - ② 過去１年間の学級委員経験者（他学年は含まない）
 - ③ 一世帯で会員が２名の場合は、そのうちの１名が学級委員に選出された場合、もう一方は免除される。
 - ④ 新地域委員決定者
 - ⑤ 妊婦（母子手帳の写しを提出のこと）
 - ⑥ 乳児（新年度４月１日現在満３歳未満）抱える保護者
（当該乳児の生年月日を確認できる資料を提出のこと）

⑦ その他本部役員会で認められるやむを得ない事情

7. 上記の免除権については、諸条件により選出が困難な場合は、その限りではない。
8. 学級委員は専門部の部員を兼任すること。

第5条（規定の運用及び改正）

この規定の運用及び改正については、その年の会長が必要と認めた時、又は会員の2分の1以上の要請があった場合、御牧小学校PTA会則 第10条に定める運営委員会によって定める。

第6条（その他）

本規定に基づいてもなお選出が困難な事例等が生じた場合は、現本部役員の協議により決定する。

この内容は令和8年度役員選出より適用する。

以上